

諮問番号：諮問第 222 号

答申番号：答申第 222 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県精神保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の更新決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分を取り消し、手帳 2 級を 1 級にすることを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 処分庁から本件処分を受けた。しかし、障害年金証書を提出しての手續である為、本件処分には納得できない。
- (2) 現在の手元にある手帳は発行当時から現在まで 2 級の手帳である。
いつ本人に知らせずスリ変えたのか。どういう理由で本人に知らせずスリ変えたのか。
- (3) 他人のデータを審査請求人のものとされた。審査請求人の実際のデータなら 1 級該当と考えられる。
- (4) 処分庁は、「本件処分は関係法令の規定に基づき適正に審査の上、手帳の更新申請の承認を決定したものであり、適法である。」と主張している。しかしながら、他人のデータでの手帳の交付という理由から判定をする必要があると考えるべきなので処分庁の主張は成り立たない。
- (5) 手帳は障害年金の手續で発行された年金証書から手續をしている。
精神の部分のみを診て 2 級と判断されている。歩けないとされる胸椎のつながっていない第一第二第三胸椎関節肋骨骨折等がある事から、併合で 1 級を認めてほしい。

2 審査庁の主張の要旨

処分庁は、年金証書の写しを基に審査請求人の障害等級を2級と認定する処分を行っており、その判断に不合理な点はなく、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。なお、福岡県精神保健福祉審議会の委員に意見を求めた結果、同様の判断を得ている。

第3 審理員意見書の要旨

1 処分庁が審査請求人の障害等級を2級としたことについて

処分庁は、精神障害者保健福祉手帳制度実施要領（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき本件処分を行ったと主張している。実施要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たると解されており、その内容は法に定める手帳の交付に関する事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈及び基準として合理的なものと認められる。

そこで以下、本件処分が法令及び実施要領に沿って適正に行われているか検討する。

審査請求人は障害者手帳申請書（更新）（以下「本件申請書」という。）の添付書類として医師の診断書ではなく、障害年金証書の写しを提出しているが、これは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。）第28条第1項において準用する省令第23条第2項第2号の精神障害を支給事由とする給付を現に受けていることを証する書類の写しとして提出されたものと解されるところ、これについて、処分庁は実施要領第3の1の(4)に基づき、日本年金機構中央年金センター長に対して審査請求人の年金に関する照会を行い、「精神障害者保健福祉手帳」の交付申請に係る障害等級等について（回答）（対6月1日4精保第3号-34）」（以下「本件回答」という。）を取得している。そして、本件回答には、審査請求人の年金における障害等級が2級であることが記載されている。

本件回答を基に、処分庁は実施要領第2の3の(3)及び第3の1の(4)に基づいて審査請求人の障害等級を2級と認定する本件処分を行っており、その判断に不合理な点は認められない。

したがって、処分庁が審査請求人の障害等級を2級と認定したことについて、違法

又は不当な点は認められない。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、他人の情報を基に本件処分が行われたと主張している。

しかしながら、本件処分は、審査請求人が提出した、審査請求人自身に関する内容が記載された書類を基に、法令及び実施要領に基づき適法になされたと認められる。

また、審査請求人は、精神障害のみならず身体障害も考慮した上で、処分庁が審査請求人の障害等級を1級と認定するよう主張している。

しかし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第4項では、手帳の交付を受けた者は2年ごとに、第2項の政令で定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならないとされていることに加え、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項は精神障害の状態のみを判断基準としていることから、身体障害は手帳の等級の認定に影響しないことが認められる。

したがって、これら審査請求人の主張は認められない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年8月29日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和5年10月12日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、本件申請書の添付書類として障害年金証書の写しを提出しており、これは省令第28条第1項において準用する省令第23条第2項第2号の精神障害を支給事由とする給付を現に受けていることを証する書類の写し（以下「年金証書等の写し」という。）として提出されたものと解される。

処分庁は、審査請求人の障害年金の障害等級等受給状況について日本年金機構中央年金センター長に照会を行い、審査請求人の年金における障害の等級は「2級」、障害年金は「受給中」、傷病名は「精神障害」であるとの回答を得ている。

実施要領第2の3の(3)及び第3の1の(4)によると、年金証書等の写しによる申請については精神保健福祉センターにおける判定を要しないとされており、この場合、年金における障害等級に合わせて手帳の障害等級の判定を行うとされていることから、処分庁は、実施要領に基づき審査請求人の障害等級を2級と認定する本件処分を行ったものであり、その判断に不合理な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小 原 清 信

委員 内 田 敬 子

委員 谷 本 拓 也